



刻 反

祝詞略解

久保季茲著

二

特別

イ 4

3163

167(2)



貴  
14  
3163  
167(2)



祝詞略解二之卷

久保季茲

編輯

吉岡徳明

校訂



春日祭 考云神名式大和國添上郡春日祭神四座と見ゆ鹿  
 島に坐す武甕槌命香取に坐と經津主命天兒屋命萬幡姫  
 命に坐すと云へり祭は四時祭式は二月十一日上申日也  
 この祭の始れるハ貞觀元年十一月九日なりとあるもの  
 に云へり實錄に其事見えどして同十八年一月丙申春日  
 祭如常とあり儀式にも擧らまじあを定かありうくて此  
 祝詞はかの貞觀の頃に作るなるべく文のさま今の京に  
 ても暫く後人乃言にて古に違ふこともあり○史傳云春  
 日社は神名式に大和國添上郡春日祭神四座  
 並名神大  
 月次新嘗と

ある是なり神宮雜例集に中臣氏神社と舉て鹿島神宮坐常陸國鹿島郡香取神宮坐<sub>二</sub>下總國平岡大神坐河内國河内郡相殿坐此姫神坐此者件三所明神々殿坐元明天皇和銅二年己酉都在奈良之時奉<sub>二</sub>崇居春日御社也とあり云々文趣を見るに公庭の御舉とて聞えず猶其證を云はゞ大鏡に鎌足大臣の生れ給へるも常陸國を彼所の鹿島といふ所に氏の御神を住しめ奉る其御代より今に至るとまて新<sub>二</sub>き御門后大臣立給ふ折は奉幣使必ず立つ御門奈良におはしまし、時かしと遠しとて大和國三笠山にふり奉て春日明神と名け奉りて今に藤原氏神にて云々とありかまこ遠しを今本持たる古寫本に據て引たり春日祭詞に大神等乃乞給云々といふ文の如何といふに此社と公ふる祭り給ふ事

と成しえ此山に遷せる年より遙りに後の事をりくば其頃は彼所遠しとて遷せる事とば裡にして神等の乞し玉へる故に移し給へると云ふこと表は文りたりけむ故に大君は神にしませば大らかに其言の隨に此祝詞へ書しめ給へるけむ云々春日と云ふ地名は彼山へ元より鹿の多く住る山なりし故にと愛し給ふ神と崇むる所にいふさしとて此所に祝へるにて鹿住所乃意にや三笠山といふ名は鹿島の御笠山の名を爰にも移せる稱なること疑なく春日社記其外の物に神護慶雲元年六月に鹿島大神御形と顯はし白鹿に乗して三笠山に移り給へりとして其途の程の事など何くきと記せるハ凡て妄説なり波其事若實ならを紀に聊も記さずあるべし

らず云々○講義云注式また祝詞考ともに貞觀十八年二月丙申と見えたきども三代實錄に見えど云々○又云此社御祭の事廿二社注式に或云文德天皇仁壽三年始とあるたきもあるべし同書に又清和天皇貞觀元年十一月九日始とあるよ本説をば違へるに似たりとるは三代實錄に天安二年十一月三日庚申停大原野春日等祭とを丁卯停大原野祭とも見へ又貞觀元年十一月九日庚申平野春日祭如常とあれば既に春日大原野兩社ともは其祭ハあてけるなま云々

天皇我大命爾坐世 詔辭解云坐ハ借字にて令隨の意なら  
まろ令隨はもと麻と云ふ即ち隨字の意にてそまより麻  
々とも麻爾麻爾とも麻迦世とも云ふなるべし倍大命に

令隨とハ先づ万葉の歌に天皇の御命長とよめるハ天  
皇の大命は如何なる事にも背き難く其詔命の隨に畏  
りて仕奉る由にてそは臣民の方より云ふ言なるを此大  
命に令隨はそと天皇の御方より詔給ふ詞にてその大命  
の隨に爲しめ給ふ由あり然れを大命に任せと云ふと同  
意也○講義云平野祭詞久度古開祭詞にも見え續紀類聚  
國史文德實錄三代實錄に見えたるを遍く考ふるに他例  
天皇我詔旨止某神乃廣前爾申賜倍申久と云に異ならざ  
然れば鈴屋翁説の如く天皇我大命爾令隨にて句を隔て  
廣前爾白久へ係れるなり云々天皇が大命のまに某神  
の廣前に申し給へと其御使の人々に仰給へるおそと取  
傳へて其神に白す故に申賜倍白久とハいへるありされ

尤此も天皇が天命に坐せを宣命にてその御使に仰せ給ふ事にて廣前爾申久は其社に至て演る詞なれば也

恐支 考云恐きちふ言は伊勢の神宮の御事にもある所

には無一言體よく居侍らずいかにぞや○講義云恐は俗

に恐多くと云ふ義あり云々掛まくもより續くと尤異り

その神の御稜威畏き由にて言に掛る謂には非ず

鹿島爾坐健御賀豆智命 考云此健御雷神經津主神の皇祖

神の詔を奉て下津國と知り平たまへる大なる功ある神

なること古事記日本記に見て明らなれば更にも云ハ

ずさて式に常陸國鹿島郡鹿島神社名神大月とあり云々

香取坐伊波比主命 考云式に下總國香取郡香取神社名神大月

次新とあり是尤經津主神と齋之大人と申すなり神代紀

に天神遣經津主神武甕槌神使平定葦原中國云々是時齋主神號齋之大人此神今在乎東國楸取之地云々

枚岡坐天之子八根命 考云式に河内國河内郡平岡神社四

坐と云ひ既に貞觀七年紀にも出づこは藤原氏の遠つ

祖神にませば祭るべきなり○講義云神名式に河内國河

内郡枚岡神社四坐並名神大月と見たり是かり

並字本に因て補て引つ 祭神尤神社啓蒙に引る當社古記に天

兒屋命葦不合尊大國主命天照大神若宮天押雲命也と記

せれども依難く此祝詞の終る細書に大原野枚岡等祝

詞准此とありて並に此詞を用ひらる、趣なるをもて思

ふに所祭春日に同くして唯天兒屋命と比賣神とと主と祭らる、事にて武甕槌神經津主神の客たること云ふも

更なり云々天兒屋命比賣神の本より鎮坐しつるに奈良朝は春日社と定めらるる後に春日と同く鹿島香取の神と合せて四座とせられしも乃なるべし

此賣神 考云万幡姫命也と云り正しき書には見えざ○後

釋云枚岡四座の内より兒屋命の後神などにはやおたすら

む然ると世に天照大神を万幡姫命ぞなど申すは正史を

も考へざる妄説也○史傳云三柱姫大神多紀理毗賣市寸島比賣多伎都比

賣と聞えたり云々○今按に講義に兒屋命の後神にて天

鈿女命なりとせまど定め難ければ其説を引出ず猶考ふ

べきなり

廣前 考云廣ハ大と云に同く扱伊勢神宮の外は皆前との

みあり其中に平野にのち廣前とあるは前オキつ天皇を齋奉

まゝ宮おればさもあるべし春日に例なけれど藤原氏

の盛るるに依まるともの也○後釋云廣前と云ふこと古く

ハ見え古ハ大前と云るを今の京となりてはすべし廣

前とのみ云へり○今按に平野を天皇と齋奉まりと云ハ

れたるハ非ありをハ平野祭の條に記すべし

大神等乃云々三笠山能下津磐根爾云々 今按に此等の事

ハ題の下に史傳等と引て記せるを立返り見て知るべし

廣知立 考云廣と太とは事にふりて意通へど柱らに廣し

といふ言なく神代紀に柱ハ太く万葉集に眞木柱太心

みど云ひつ○講義云古くは太知とも太知立とも太敷と

も太敷立とも云るを今京と成て彼此と廣と換たり

貢流神寶者 講義云神寶は調度の物を云ふ云々遷奉大神

宮祝詞に雜御裝束物五十四種神寶廿一種乎儲備天とあるをもて其差別あることを知るべし此詞に神寶者云々御服波云々と分てると以て考ふべし云々

御横刀云々 今按に刀と波迦斯と云ひ弓と登羅斯と云ふ

は劔ハ佩くもの弓ハ執る物ある故にてそハ其用を即て

体の名とせること古人の説の如し 日本紀に御刀媛御刀

万葉に御執之梓 此云彌波迦志と見え

御馬爾備奉 講義云儀式に神馬四疋走馬八疋牽列神殿前

近衛少將馬寮頭前行云々次馬寮牽神馬廻社八度云々大

臣以下赴於馬場令馳御馬と見え江次第にも神馬走馬牽

立前云々馬寮使牽廻御馬八廻云々次向馬場馳馬と有

此也さて龍田風神祭詞に楯戈御馬爾御鞍備馬とある例

にて御馬爾御鞍備奉理ならむや先にハ思へりしども然にハ非りけりこの備奉理え上より云並たる御鏡御横刀御刀御梓御馬共と總てに係て受たるにて其中には御馬の鞍も含有ること言ふも更なりし風神祭の右の續きに品々乃帶帛備馬とある備馬と此の備奉と事ハ一かればあり云々

御調 記傳云美都岐と云ふ言え美え御都岐は都具と休言に爲たるにて御供給なりされを俗言に人に物と看給と云ふ都具と同言にて都具は續くる意なきを御調と云ふは公に用ひ給ふ諸物を下より供給奉る意の名あり云々  
○今按に記傳猶委しけれど省けて本書に就て見るべし  
荷前 講義云稻の事なり云々大忌祭詞風神祭詞などに御

酒者、應能閉高知、應能腹滿、双氏和稻、荒稻爾云々とある如く、同文格あると此詞へに御酒者云々と云て、穎の事と云はざれば、平野祭詞久度古開祭詞とも、に四方國能進禮流御調能荷前手取並、氏御酒波云々とあるを證して、荷前ハ他詞に初穂者穎爾汁爾とある穎の事なるが、即ち和稻荒稻にて此に云ふ荷前なることを察むべし

夔上高知 考云爰よ上と書るハ、よし此を以て他とも知を神主爾云々 講義云 御祭に京より向ふ人を悉く云りと聞ゆ、但其中に一人別に神主と云ふ者あり、こハ儀式に前二日早旦神祇、官人牽、神主、神琴師、神部卜部、向、社とありて、當日の所、大臣以下及朝使、氏人就座北面東、次、神馬四疋、走馬八疋、牽、列、神殿前、近衛少將馬寮頭前行次、神主著木綿

纒、就祝詞、座、兩段再拜拍手四段とあるともて見るに、神祇官人にて階卑き人なるが、唯祝詞と申す料に依されつるものなり、そハ誰ならむと深考るよ、祈年祭式に中臣進就庭座、讀祝詞と見ゆ、祝詞式の首にも凡祭祀、祝詞者御殿御門等、祭、齋部氏祝詞以外、諸祭、中臣氏祝詞とあるをもて、知れたり、神主爾某官位姓名乎定、氏とあれば、此祝詞申す一人の如く聞ゆれども、今日の神事に預る人等を悉く並べ云ふこと、見ゆ然れども、爾の辭にてハ言足はず、爾副氏の意なるべし云々、さて右の神主ハ神祇官より發遣する事なるが、故に四時祭式に齋服料、神祇官一人云々、神主一人云々、膳部八人卜部二人云々、守、神殿、仕丁一人云々と見ゆたるが、總て參向の人々ハ内藏式に春日祭使裝束



の下に外記一人史生一人辨官史一人史生官掌各一人喚使二人寮五位助以上一人舍人一人仕丁一人近衛少將若中將一人近衛十二人馬寮五位助以上一人馬部一人御馬十二正とあり

安幣帛乃足幣帛 考云安とは事故なたをいふ足ハ關落ること無きなり

皇大御神等乎 考云皇大御神と云ふハ古事記より始て皇祖神等つゞきてハ天皇と申し奉る例あり今此文にハ云ふハ今京と成て古言と例を違へらるゝ由ある云々今母去前母 講義云今ハ當今。去前ハ將來を云ふなり續紀。宣命に多く見ゆたり又今母今母と重云るも多かり足御世云々 今按に講義に足御世茂御世はつきて委しき

説ありて足は皇威の遍く天下に光宅ミトタラハを義茂ハ動き無き義とせて其説いと長きゆへに中に少り信ひ難き事もあきを引出す

預而奉仕流 考云預とハ太政を預り申すよりして諸の司々皆然と仍て百官に係れり○講義云關白と云と見ゆ然らざれば王等卿等は天皇の子なり臣なり預といふ事叶え不然らば預而奉仕る人汝何人となせむ云々○今按に遷奉大神宮の詞に預供奉辨官云々とあり此は先哲の説なければ此處なると同じき異なるる若し同じくを關白なりとハ云ひ難きに似たり猶よく考へて後に云べし處々家々云々 考云處々ハ官省寮司衛府京國職廳と云云云ひ家々ハ王卿百官の家々なり○講義云處々家々は京

中の事を云へり云々但處々家々にて其百官人の皆を云中の坊々を云ひ家々とい其一構○今案に考には國廳とあるを云かり舎宅とい異あり

王等 講義云鈴屋大人の説の如く古に意富伎美ととと天皇を始め奉りて皇子諸王まてに通れる名あり然るに後に親王と云ふ號の出來ては親王と美古と申すは對へて諸王茂意富伎美と云別つ事と成るたれどる親王諸王と合せて呼ふ時尤美古多知といひ意富伎美多知とは云へりし也此も其にて親王諸王と總たるものなり○今案に繼嗣令に凡皇兄弟皇子皆爲親王以外並爲諸王と見えたり

卿等 講義云麻幣都伎美と訓むべきなり天皇の御前に侍

ひて事執り申す由なる大臣を於保伊麻宇知伎美と云ふも麻幣都岐美と轉するありさまば此の卿等も大臣以上の人等のみと云ならむと思ふに然らず朝廷の諸官人とすべしふにその主々しき方を抽出て其他を思はせたる簡古なる古文の法なり

伊加志夜久波叡乃云々 考云伊加志は既に出たり夜久波叡は彌木榮と略き轉して云ふ言なり以やお上に木の生榮るとはやいといふ又はえとのみも云ふ也遠江人木草の孫枝の生茂るとやひばえと云え即ちいやこばはなりさて王卿百司の人たちまでも彌榮に榮えし免給ふと云ふ譬なり○今案に古事記仁徳天皇御歌に宇知和多須夜賀波延那須とありて傳にこの祝詞また平野祭祝詞及び

考の説と擧げ木を賀とも具とも通はし云るなるべし但  
し夜賀又夜具と云ハ彌木には非て別に一れ言なるも知  
り難しとあり又講義に尤伊加志は五十檀。夜久波叡を八  
桑枝にて檀と桑とをもて譬たるなりとて考また記傳の  
説と非とせり熟思に八桑枝は然もあらむとお不也と  
五十檀はひりゝあらむ今思を定めおふければ姑く其説  
と載せずを考ふべし

大原野枚岡等祝詞准之 考云大原野平野れ祭も此祝詞を  
用ゐて其所に依けし事のみ替るのみ枚岡は既に出ぬ  
大原野は山城國乙訓郡に在りさて春日大神と此處に  
遷されし仁明天皇嘉祥三年也とある物に書きつ文徳  
實錄に仁壽元年二月別制大原野祭儀一准梅宮祭とある

ば其前年嘉祥三年に遷されて今年始めて祭らるゝなる  
べし○四時祭式に春日祭の次に大原野神四座と擧げ神  
名式には此社を擧ざるは後に落ぬるり云々○講義云二  
十二社注式に舊記曰仁壽元年二月二日乙卯依太皇太后  
御祈山城國葛野郡大原野仁宮柱廣知春冬乃御祭加賜と  
有はさもあはるべし公事根源にも此神社ハ后宮の參らせ  
給はむ爲春日の本社遠きに依て都近き所に遷奉らると  
あり云々

○  
廣瀬大忌祭 考云神名式に大和國廣瀬郡廣瀬坐若宇迦乃  
賣命神社とあり文徳實錄にも既に如此見ゆ且是を大忌  
神と申ふこと古書皆均し是を大忌と申す事の意ハ猶考

ふべし○此文に若宇加乃賣命と申して穀物と依り給ふ  
神なればうと荒た水と傷はせざらむ願事と依て四月と  
七月に御使立らる其祭の始に崇神天皇の御代なるへ  
されど上代にハ大裏よて祭りたまひて御使るとはあら  
ざりけむ仍て紀に天武天皇四年四月よりを擧たるさ  
て持統天皇紀にも毎年四月七日御使ありが日は定無  
りいかくて令に常例の御祭と成てよる後の紀には皆略  
きて記さず其いと後延喜神祇式に四月四日と見ゆるも  
例を思ふに既に令の時の定めならむ○史傳云此社は帳  
考云今在廣瀨郡河合村泊瀨川倉橋川此地といへり○講  
義云古事記水垣宮段に於宇陀墨坂神祭赤色楯予又於大坂神  
祭黑色楯予と見え崇神天皇御紀に九年春三月甲子朔戊

寅天皇夢有神人諷之曰以赤盾八枚赤矛八竿祠黑坂神亦  
以黑盾八枚黑矛八竿祠大坂神四月甲午朔己酉依夢之教  
祭黑坂神大坂神とあるを合せて記傳に大坂神ハ式に大  
和國葛下郡大阪山口神社とある是にて黒阪神は式に同  
國宇陀郡宇陀水分神社とある社あるべし云々と云れた  
るハ甚美き考たて此詞に倭國六御縣云々四時祭式に大  
忌祭一座以御縣六座山口十四座合祭とある如く山口神  
の此大忌神に屬給ふ所以を考れば其主たる大忌神の此  
御世に祭られ給へる御事を思ひ定むべきなり記に阪之  
御尾神及河瀨神とある阪尾御神ハ御縣神河瀨神ハ大忌  
神也と見ゆ何を以川瀨神ハ大忌神ならむと云に此社の  
立せ給ふ所を廣瀨川合と云るをれ即ち川瀨なり地に

祀始たりとおぼゆればなり云々紀に天皇夢有<sub>二</sub>神人<sub>一</sub>誨<sub>レ</sub>之  
とあるハ廣瀬龍田神の御諭言もありけむを記<sub>レ</sub>漏<sub>レ</sub>れ  
ながら廣瀬神の御事は屬神ある大阪神を以て考得られ  
龍田神の御事ハ正しく其詞に遺れるものなり○大忌神  
と申すハ物忌の義なり此廣瀬に坐す若宇迦能賣命の亦  
名なるお少心得あるべし云々大忌神と申す時ハ天宮に  
て皇大御神に御饌津神と仕奉始給へる御職の號なるも  
のなり豊受宮儀式帳に天照大御神の我御饌津神と詔へ  
るハ我御饌を主る神と申す意也云々大ハ大忌物忌と同  
じ事なるお忌とハ上にも往々云る如く忌清め慎<sub>ミ</sub>敬<sub>ム</sub>ふ  
由なり云々神名式なる出羽國飽海郡大物忌神社<sub>大 名 神 の</sub>  
社説に稻倉魂神と傳へ傳るハ御名の同<sub>レ</sub>き故に混れた

るなれど其祭神ハ此廣瀬と同<sub>レ</sub>く若宇迦能賣神なるこ  
とを徴すに足ていと貴きことなり○大同本記に雄畧天  
皇の御世天照大御神の御託宣に云々とあるをもて事狀  
を知るへきなりこハ幽顯を兼て詔へる敕言にて三女神  
ハ幽より齋ふせ給ひ丹波道主命の御子ハ顯に其祭主た  
るも共に豊受大神を祭り給へる所以をもて物忌とハ云  
へり云々○崇神天皇九年四月墨坂神大坂神を始て祭ら  
るハ時より此廣瀬龍田兩社の御祭ハあり初つらむと其  
後ハ四月の月中にて何日といふ定めも無り故に後れ  
などもしつる遂にハ止て過にし年なども有つる故に  
それよりハ唯臨時に行えるのみなりと天武天皇四  
年に再興をさせ給ひてをきより恒例の神事とハ定りけ

るものゐるべし云々令義解に大忌祭謂廣瀬龍田二祭也  
とありて大忌神風神二にして一なるものなりと義解  
に風神祭謂廣瀬龍田二祭也とありて大忌祭に風神祭と  
兼ね風神祭に大忌祭を兼ねたるものなり○今按に崇神  
天皇乃御世里長藤時といふ者に託宣ありて祭り奉れる  
を天廳に達し敕使と奉られし事など委しく此社の縁起  
に見えたり其文いと長く信け難きこと多ければ引出ず  
又講義の説も猶信け難きこと無きにあらねど大方さ  
ることにて詳考なれば擧つ

廣瀬能河合 考云今も此所を川合村と云り初瀬川の末と  
佐保川の流を合る所をまは川合と云ること著し今は大  
和川とて大川と成まることをなり此所を廣瀬と云るも大

川原なりしにふりて郡名となりつらむと見ゆる所のさ  
まなり

御膳持須流 後釋云この流字いひ、持を母多須と云は古  
の延言の例にてもたさむもたすもたせと活用てもあす  
るとい活用いぬ詞也この格の言何をも須留と活くこと  
無し○講義云二義あるべし一には御膳持ハ御食物と有  
た給ひて世に恩賴を蒙らせ給ふ由なり一には御膳神  
とまゝくして天照大御神に奉らせ給ふその御靈を世に  
あまねく幸ひ給ふ由なり云々神代紀に葦原中國有保食  
神と見えたる其神は此若宇迦能賣命は別名なるかと先  
師等の考の如くなるり私記に宇氣者食之義也言是保持  
食物神也と注せるは右の保食神の段に云々自口出矣と

ある文意と能く得たる説あり

若宇加能賣命登御名者白皇 考云古事記に伊邪那美神の御子和久産巢日神其子豊宇氣毗賣神また外宮の度會ひ坐す登由氣神とあるも此御事なるへ氣と加は同じけれをあり又神代紀一書に飢時生兒倉稻魂命はた保食神と軻遇突智命の子てふ事もあり如此傳へのさまくなるハ古の種々の傳のまゝなり凡此神の此功もて御名とせると共に穀物食の類と知り保ち玉ふ事の均けきば皆同一大神の荒魂和魂などの由と見ゆあり○講義云御名に神の御所業と悉に盡せる故に其御名と彰えし申すこと上なき稱辭となるなり○今按に此神の異名のこと古史徴に委し披見るべし又考に氣と加へ同じとあるは

委しうらば此は宇氣の宇を略て氣といひ其氣を加と轉せるありそハ記傳に云れたる如く又荒魂和魂とあるも穩ならず凡て加茂翁の荒魂和魂のことハ當り難た由も記傳に詳なり事長ければ今ハすべて略けり又若といふこと諸説詳ならずこと須勢理毘賣を出雲風土記に若須世理比賣とある類の稱辭なるべし

此皇神御前 後釋云此といふ事いっゞ○講義云此廣瀬皇神の前といふ義なきを難なく但今本には御前とあるをれもさる事なれども此詞風神祭詞どもに御字無けきば衍あり本朝月令に皇神前とあるぞ反りて正しくお不ゆる

王臣等乎爲使皇 考云天武天皇四年癸未には 甲戌朔よて十日に當る

遣<sub>二</sub>小紫美濃王<sub>一</sub>小錦下佐伯連廣足<sub>二</sub>祠風神于龍田<sub>一</sub>立野遣<sub>二</sub>小錦中間人連大盖大山中曾禰連韓大祭大忌神於廣瀬河曲<sub>一</sub>とありて持統天皇<sub>三</sub>まで凡絶えず其紀には四月七月御使のこどたあれど使の名は略けり云々四時祭式には大忌祭風神祭差<sub>二</sub>王臣五位以上各一人神祇官六位以下各一人<sub>一</sub>充<sub>レ</sub>使と見えたり

辭竟奉久 講義云風神祭詞<sub>二</sub>稱辭竟奉爾とあるやまをるらむさまば久<sub>一</sub>の爾の誤なるべし

神主祝部等諸聞食止宣 考云こは初の宣なり使の中臣神前にて唱れども神主等<sub>二</sub>宣聞<sub>一</sub>りり其等<sub>二</sub>神に申させらる<sub>一</sub>由なり故神主等稱唯すさて稱唯畢て次文と唱るなり

五色物 考云四時祭式に絶一丈八尺絲二絢綿五兩五色薄絶各一丈五尺倭文三尺云々とあるをこの明妙云々と云より下へりけて見るに五色の物へ右の五色の絶なり或説に神寶れ五色と云へ當らず

盾予御馬 考云右同式に楯鉄鞍の三色あり鉄へ銚の料なること下に見ゆ○講義云崇神天皇紀九年以<sub>二</sub>黑盾黑予<sub>一</sub>祭大坂神とある大阪神へ此祭につきて祭らる<sub>一</sub>山口神をるを思ふに此廣瀬龍田神も此時に喩ありて如此盾予御馬とも添て奉らる<sub>一</sub>なるべし四時祭式に鞍<sub>二</sub>淡いひて馬と云<sub>一</sub>ざる<sub>一</sub>察御馬などにはなくて當日の用のみに其國司より出せるならむ

和稻荒稻 考云和稻へ米なり荒稻へ穎な<sub>二</sub>おらある<sub>一</sub>淡いふ



其類の叙をすり去てうるはしく成たるを爾古といふ

毛乃和支物 考云鳥あり

毛乃荒支物 考云獸あり○後釋云この和支荒支廣支狹支

の四の支字ハ後人の加へあるが假令本よる有とも非事

なりこの必ずに物あら物ひろ物さものと云ハむころ

雅言と聞えたれ支といふべき言のさまに非ず○講義云

一種の詞にして義に於て異無し

皇神前爾白賜倍止宣

講義云御使の王臣より預り奉り來つ

る幣帛を奉らるゝ状と神主より皇神に申せとなり

皇神御心 講義云次ある風神祭詞にも皇神能御心爾平久

聞食互見ゆ是に依て御心爾訓つくべし

皇御孫命能長御膳能遠御膳登 講義云今本遠御膳乃とあ

まども祈年風神大嘗などに登止の辭と書けば乃ハ正し

く止の草書よる誤れること著ければ考の本に改められ

たるに依りつされど登字次書をたると宜しあらざ

赤丹穂云々 講義云御刀代乎始互に續きたるハ足はぬに

似たれども此ハ皇神に先奉らせ給ひて天皇は其残り

聞食す御義にて古語拾遺に神物官物未分別とある上古

の遺制なり考に云々といはれたるは此古義を○今按に

考に此所に脱文ありとて字と補ハまをたまど講義の説に

て聞えざるにあらば取らず

御刀代 後釋云御年代なりと或人の云る宜し年ハ稻にて

神の御稻を作る田なり○講義云紀に神田と書たるをも

て見れば御刀ハ御所にてその神社の地につきて封田を

定らるゝ由ならむり代ハ田地の事なり御記に頃を志呂  
と訓み万葉八に五百代小田。姓氏錄に輕地三十代といふ  
こと見え常に苗代などいふそれなり

親王等王臣等 考云おのゝく封戸の田地を云ふ○皇子を  
親王二世以下をおほきみと分てるハ大寶令の頃よりの  
事也○後釋云皇御孫命能長御膳能といふより王臣等と  
云ふまでの文みだすおのゝく人まじりて調はず○今按  
よ講義に王字下に等字を加へて諸本に落たると本朝月  
令にゐるに従ひて加つと云へる誠に此字あるが佳とす  
公民 講義云記傳に大御寶といふ義あり又公民といふ奴婢  
に對へて良人といふ稱にて古書に多く見ゆ云々必しも  
奴婢に對へぬども唯天下公民など云ハ民といふ義也扱

民といふハ下さまの賤しき者に限れる如くなれども然  
には非ず天皇の御上よりの貴人をもおしあべと稱ふ事  
あり

取作奥都御歳者 後釋云此七字除去て宜し此言爰に在て  
ハいとく拙く○講義云祈年詞に皇神等の依奉牟奥津  
御年乎云々などあると全同意の續あり故こゝにも皇神  
乃御刀代乎始と云々と云り上に云る如く此詞をいふを  
皇御孫命の料給ふ御縣の事を聞かせたるを思ふべし  
引居 講義云引ハ持運ふ事をいふ云々奉るより前に先つ  
其社の庭上に持運び居るを云  
打積置と 講義云千稻八千稻に引居たる稻を汁と一類と  
して神の御前に積み置くことの多かるを云り鈴屋翁の

引居<sub>三</sub>と云て又打積置<sub>三</sub>と云るいと拙くと云れぬるは  
居と置とを混同に思僻られしにて依り難し

秋祭爾奉<sub>三</sub> 考云今四月の祭を云ふ也その七月の此等の

詞と換ふべし

倭國能六御縣爾坐皇神等 考云六の御縣の既に出口の  
神社も同じく出たれどその宮材により爰も田地に依た  
る祭也かくてこの祭と龍田祭との同く御縣の刀禰男女  
集へりされど龍田の風神祭れば他の神等の祭らば爰  
の水の祭り故に六の山にも水あるにつけて殊に祭らる  
なり○講義云此の廣瀨大忌祭に屬て御縣六座山口十  
四座の神等と祭添らるゝに依て山口神に言別て申し給  
ふ詞なるがその御縣神に申す詞をかくして山口神の詞の

みあるをもて脱たるうと思ふに然らば御縣神は新年詞  
み注せる如く御食津神にまゝして此廣瀨大忌神と同神に  
おはせるが彼は蔬菜の事を主として祭らるゝに依て其  
詞も殊にあつるを此の稻穀の事を主として祈らるゝこと  
ゆゑに其趣意に於ては大忌神に申させ給ふに異なること  
無きと以て其詞に此大忌祭詞を相通はして用ひ給ふに  
てあるべきかと思ふに然らばこの御縣山口神と一つに  
連ねたる辭分なり四時祭式大忌祭條に是日以御縣六庭山口  
十四座合祭其幣物云々共用社料云々とあるをもて見れ  
る其御縣山口神とも廣瀨社にて饗し祭らるゝなり共  
用社料とあれば當日廣瀨にて祭られ其幣帛ハ六の御縣  
の刀禰に屬て其本社に奉らるゝ事と聞えたり○六御縣

乃の乃字ハ及字にて山口の上ニ在つる字なりけむを誤て乃假字として小書にせるなり六御縣ハ御縣六座にて高市葛木十市志貴山邊曾布以上六座也御縣ハ御園といふに同きを以今京以來ハ園神と申て祝ふこと内膳式に見えとる如し園韓神とハ異なり思ひ混ふ可らば扱此詞に皇神等乃敷坐山々乃自口狹久郡多利爾下賜水乎とてハ山口神の御徳功に拘り次に甘水止受且天下公民乃取作云々ハ御縣神の御所業なるを錯綜する古文の妙なる所ありと雖六御縣のとある乃字を及字とせざれば此にも彼にも滯る所出來て事實に叶はず式文に合はず○山口に坐ハ四時祭式に山口十四座とあるこれなり祈年に見わたる六座の外ハ吉野巨勢加茂當麻大阪贈駒都祁

養布の八座にて云々右の神々は大意祭ふつきて廣瀬の社にて祀らるゝこと爾母の詞にて聞えぬりさて其幣物の各社々に別ち納めらるゝこと祈年祭を神祇官にてものゝ其幣物を頒ち行へれたる各諸社の禰宜神主祝部等の受賜はりて持下りて其社に納めて祭を行ふに異あらず

狹久郡多利爾 考云大祓詞に高山之末短山之末與利佐久奈太理爾落多支と云るに同じ○後釋云佐は例の眞にて眞下垂なま川水の山より落るさま云り扱然水の落る處を久良とも多爾とも云ふ久良は久那多爾は多理にて共に久那多利より出たる名なり  
下賜水 講義云山口神の佐久那多利より降し給ふ也こま

より彼祈年詞に云る水分神の分配多まふなり崇神天皇九年四月墨阪神大阪神に盾矛を奉て祭らせ給ふは祈年穀の御事にて所謂水分神山口神なれば今も其例に因准て水分神をこそ祭らせ給ふべきに此にハ御縣神を祭らせ給ふハ水分神の水を分配たまふ事を畢竟山口神の山々より佐久那多利に下し給ふ上の作用あるに因て此にてハ山口神に祈り申さるハ其山口神は水分神に其事を令成たまふ故に別に祭られざるは主宰多る神を祭れを其支屬の神ハ從ふて共に其祭と受給ふこと常例なればあり山口神ハ水源の神水分神ハ流末の神なるを思ふべし

甘水登受而 考云令の大忌祭の義解に欲令山谷水變成甘

水浸潤苗稼得其全稔故有此祭といふに均し受而は田の受るなり○講義云甘水は下ある荒水の對なり甘美の謂に非ず和熟とる由也物の鹿あるを和熟せしむるをウマスと云ふを此語例なり

荒水 講義云こは暴雨霖雨洪水は事といふあり  
汝命 講義云記傳に續紀宣命に奈賀命聞食書紀武内宿禰の歌に大雀命と指て汝命とも詠り後世には汝は卑しめたる稱あまきと上代には尊む人をも云り故命ともいへるあり

刀禰男女 考云刀禰は舍人と書り公の守する人をとべて舍人といふありハを後世は貴賤とも公に仕奉る事あるも此とすべし事と成りて里長坊長とをいふも刀禰と云りこハの御縣の刀禰は坊令より里長とを云ひ

此男女は百姓をすべいふならむ○西宮抄裡書に大節に  
 は大夫を稱<sub>二</sub>刀禰小節には侍從禰如儀式云々と見ゆ其節  
 會にふりて唱ふる例は異なきと先は官職ある人とは貴  
 賤ともにいふ事知るべし或説に六位以下を云といふは  
 委しあらざ○講義云刀禰は處主にて戸母を男女に依て  
 其禰の易る也戸母は女に限る事いふも更なるを刀禰は  
 打任せては男の稱なると女刀禰と云へば女の稱ともな  
 れるあり故此に刀禰男女と云るあり扱こゝに刀禰と云  
 え倭國六縣の縣主より始て其所々の里長を云なり  
 ○考云此六の御縣は祈年祭に出たる高市葛木十市志貴  
 山邊會布乃六郡也かくて爰に山口坐神と申すハ高市  
 十市石城上谷又高市畝又十市耳なること同式にあり扱

郡郷の同じきを御縣の社と山口社ハ各異なり又四時祭  
 式の此大忌祭の條に是日以御縣六座山口十四座合祭  
 祭<sub>二</sub>合此御縣六座ハ右の高市より曾市までの六なり山  
 祭<sub>一</sub>也  
 口は四時祭式には飛鳥石寸忍阪長谷畝火耳梨夜支布  
 郡伊古麻平群巨勢巨勢山口神社鴨葛上當麻葛下大阪同  
 吉野郡都郡山邊郡十四座也此祈年祭の祝詞に出たる外  
 は後に加へられしなるべし○今按に後釋よあの一段を  
 雜めらきたまは講義の説に據きは通へざるにあらば  
 今彼説を記し出す

龍田風神祭 考云神名式に大和國平群郡龍田坐天御柱國  
 御柱神社二座 並名神大 龍田比古龍田比賣神社二座と見

へたり是則龍田山の東西の麓立野といふ所に坐ぬ今も  
まゝと立野村と云り其立野のよりの水垣の内に大なる  
社二つあり是比古神比賣神也その大社の東に小社あり  
是は後に齋へるにや知難く○今法隆寺の所に宜しき社  
二つあり是を龍田の本宮ぞと云ひなす又例の偽なり爰  
は立野の御旅所なるまゝと今も然り云々立野ハその法隆  
寺より南方へ今道二町ばかりあり木深くして乃ふり  
たる社なり○後釋云此龍田神と崇神天皇の御世に祭り  
給へる事別て尤見へざれども古事記彼御段に定奉天神  
地祇之社又於宇陀墨阪神祭赤色盾矛於大阪神祭黑色盾  
矛又於阪之御尾神及河瀬神悉無遺忘以奉幣帛也と見え  
書紀にも便別祭八十萬群神とあまを風神祭も此内に在

けむこと論なし○講義云此御社の廣瀬大忌神と共に崇  
神天皇の九年四月ひ祀始られたるならんといふ證尤記  
傳に御紀九年云々祭墨阪大阪神と見えたるに此祝詞と  
を合せて水分神墨坂神山口神大坂神を祭り給へる事を徴さ  
きたるが尙思ふに此時必ず廣瀬大忌神をも此度に祭ら  
れたるべし然るハ山口神ハ大忌神に屬て祭らせ給ふ神  
に坐せず其支神を祭らきて本神と遺さるべさ故無けれ  
をなりかくて天武天皇紀以降の書に大忌風神二祭の二  
はして一なるが如く記されたる尤上古より此二神共に  
同時に祭り來れる例に因准れたる事炳然なれば龍田風  
神も同じく祭始たる事紛なきが上に紀に夢有神人云々  
とあると此詞に志貴島爾大八島國知志云々とあると同

事なるを思合すれば紀にば此度は大忌風神と祭られたるを記漏されぬるものなり云々先に大忌風神とも天社國社の中に合て七年十一月の事あらむと思ひくども尙熟思ふに此詞の中に皇御孫命詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行波須誰神曾天下公民乃作々物乎不成傷神等波我御心曾止悟奉止宇氣比給支とあるは正しく御紀七月の下に定天社國社及神地神戸とある其事を云るおれば其より後ならせし叶ひ難し然らばいばりの大事の御紀に其面影ばかりも絶て無るべき理あらざれば上に云る如く九年三月に大御夢に悟し奉り給ひし事ありて同四月に其始祭ありけること更に疑なかるべきものなりあり

龍田 講義云龍田は大和國平群郡にて立野村の邊の總名也云々

志貴島爾 考云崇神天皇の大和國磯城瑞籬宮といふ○崇神天皇紀云三年秋九月遷都於磯城是謂瑞籬宮○古事記云御真木入日子印惠命坐師木水垣宮治天下也○記傳云師木ハ和名抄に大和國城上之岐乃城下之岐乃とある是也此宮ハ在三輪村東南志紀御縣神社西と大和志に云りいかさまにも此あたりを在けむ○又云島とい凡てはと周廻に界限の有て一區なる域と云名にて海中には秋津島と云も本孝安天皇の都の名よ大和の内地名應神天皇の都も輕島明宮と云類也云々此も秋津島宮輕島宮などの例の如く師木の地を師木島とい云かり



大八島國 考云日本を總て大八島といふ事古事記に出○  
今按に日本紀等にも見えたり

五穀 考云古事記に大宣津比賣神死まゝて於二目生稻種  
於二耳生粟於鼻生小豆於陰生麥於尻生大豆と云これ五  
つの穀なり○今按に日本紀には頂化又牛馬麤上生粟眉  
上生蠶眼中生稗腹中生稻陰生麥及大豆小豆とあり此に  
依て思ふに稻粟麥稗豆をや五穀となすべき

草乃片葉爾至万豆 考云大祓詞に草の垣葉と書ハ訓を知  
らせ爰に片葉と有は義と以也さて片葉に至まてと云に  
て万の物皆傷盡せると知らせたり○講義云五穀より始  
めて菓樹菜蔬とも遺さず總たるなり大祓詞みどに云る  
草の垣葉と此と同物を知ら此なる老人の陸田に作れる

菜蔬等を云るにて彼は自然生の野草の類にて別の事也  
不在 講義云崇神天皇紀に天下大に疫疾の行はれと以  
ても風神の御守薄うとを思ふべし不在ハ風神の御崇  
にて成し給はざるにあらず其御祭と物し給はざりける  
故に自然成らざりし也然れどもその神乃遙に遠ざけ給  
ひて御徳を施し給えざりしなきを實に不在といふべ  
きなり

歳真尼久 考云年々そこなえぬ間無也萬葉に間無を麻禰  
久と讀む○後釋云幾年も重ること也萬葉に多た詞にて  
みな度しげく重なるを云ふ無間の意にハ非ざ  
百能物知人 後釋云多くの物知人といふことにて百能物  
知人の數と云る也○今按に物知人の太兆の卜事をもて

神の御心を伺ひ知る人といふ由史傳に委し其説長けき  
ば引出ず

ト事 今按にすなはち太兆のトの事あり

出牟神乃御心者 講義云此出牟とト事に  
出むと上より續けて見るは惡り此ハ見  
えたる、神の御心と云意あるは神の上  
に冠らせて心得べきなり神の御心とハ  
ト事に依て發覺る其即神の思ほす所  
ある故に云り御心とハ御所爲と云に  
異あらざ

此神止白<sup>世</sup>云々 講義云百の物知人等の思慮定たるにト  
事を以其應へりや應はずや令ト合むるに太兆の占形  
よ出る所と明し白せやなり負給支ハ天皇の詔敕以仰給へ  
る也

此乎物知人等乃云々 講義云此乎ハ上を承て云る也ト止

母ハ雖ト相にて物知人等の其思慮る所と以徵を神に取  
て其事と決定とすと雖といふ義あり

忘事無久遺事無久 講義云忘事無久天神地祇を漏さぬこ  
とと云こハ其祭祀の欠典あきを云なり

思志行<sup>波須</sup> 後釋云この訓むべきまゝに委しく書たるな  
れを字のまゝ、オモホシオコナハスヲと訓むべし是古  
言なり古言よミソナハスといふるれとも古事記書紀續  
紀などに見行と書て是も見行ハと云こととの約りた  
るなり

誰神會 講義云神等と天社國社と稱辭竟奉らせ給ひ遺漏  
る事ハ非しと思ほし行はず物を誰神ぞと句を斷<sup>き</sup>ぬるに

大に咎めとる由と曾の詞にて聞せたり御紀七年の下に  
時得神語隨教祭祀然於事無驗とある文を今此に置て考  
ふべし

作々物 講義云五穀と始めて草の片葉に至るまてと漏さ  
ゞ故に作々物と云り只作物と云とは別なり

宇氣比 考云誓とも祈をも云りこゝの祈と云〇講義云宇  
氣比は徵を我に取て信を神に試むると云り然れば宇氣  
比は受合なるべし〇今按に誓約また祈ると訓めり此  
等の字義を合せて心得べし猶委しく古史傳に見えたり  
相都々 講義云大忌詞にハ不相賜とありそは祈りて未然  
と禦く詞なるが故なり此ハ當昔凶年の打續きある所以  
を神の示し給ふ御言なる故に相都々と云へり  
都々と云  
一向に

神の御守護あらざ  
りしこと見えたり

天乃御柱命國乃御柱命

考云神代紀に生日神云々授以

天上之事故以天柱舉於天上也この天柱をなはち伊邪那  
岐命の御息にて風神なりととる由ハ此風神と天御柱國  
御柱神と申す又同一書に伊奘諾尊曰我所生之國唯有朝  
霧而黨滿之哉乃吹撥之氣爲神號曰級長戸邊命亦曰級長  
津彦命是風神也といふ萬葉に龍田彦勤此花乎風爾莫落  
とて次の歌に風莫吹登打越而名負有杜爾風祭爲奈と有  
などと合せて知るべし〇今按に神代紀に以天柱舉於天  
上也とある天柱は風神にあらず同紀にまた化整天柱と  
ある是あり又天御柱國御柱と申す尤風は天地間を通ひ  
持つ故の御名なることなど古史傳に詳なり披見るべし

朝日乃日向處 考云紀に是國也直向日出方故號其國曰日向也この如く立野は龍田山の東の麓なまば日向處といふ古けしきのよきをほむるに尤日影もて云り實に此よ及ぶ物何ふあるべき○今按に記に朝日直刺國また歌に朝日の日照宮と見え大神宮儀式帳に朝日來向國といひ萬葉二に朝日照佐太の岡邊また且日照島之御門ふどあり  
夕日乃日隱處乃 考云こゝの夕日ハラの山の西に隱るれをけしきに取べりら絲と文の爲にいふのよ○記傳云日隱處ハめづべきふ非まども唯朝日を主として其對に詞の文に云るのみあり○講義云記の歌に夕日の日ける宮とあるに依て訓べし同書に夕日之日照國ともある如

く西方の遠く打晴て夕日影の永く刺入るまで見畢て其宮内に没るが如くなる處と云なり○今按に記の歌ハ此文と少り異なるべくおぼゆ

立野乃小野云々 講義云右の朝日の日向處夕日の日隱處の吉處と吾宮處として宮柱と定奉りてといふ義也○立野乃の乃字諸本に爾に誤ると考に乃と改めらるるも然ることあるに付て數本を校合るに本朝月令に引けるよ立野乃小野爾とあり云々小野は立野の地形と美て云り地名に非也

辭教悟奉處 講義云立田の立野の小野にとあるその所也さて辭は事なり事とハ宮柱と定め幣帛と奉る等概略也宮柱定奉處 講義云令鎮坐と云は同じ

禰辭竟奉爾

後釋云禰辭竟奉りに王臣等を遣はすと云ふ

かり考に爾を止と改めてマツラクと訓れたるハ非なり

○講義云幣帛を賚して參向ふ事を云なり

禰辭竟奉

止久

皇神乃前爾云々 講義云禰辭竟奉久ハ皇御孫

命より神に申させ給ふ詞にて祝詞なり皇神乃前爾白賜

事乎より以下ハ祝詞を兼たる宣命也

比古神爾

考云古事記に生風神名志那都比古神とある是

也又神代紀に吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命亦曰級長

津彦命是風神也といふ此二書互に一神落たるものなり

今此祝詞にて彦神姫神おへすること著ければ二書とも

補ふべし云々

比賣神爾云々

講義云他社の例多くハ比古神にのち奉り

れて比賣神の御服まてにハ悉く及ばざるに此社ハハわ  
ざと比賣神の御給はむ料に調進することと如此いふな  
り考に明妙云々五色物まての言ハ略きて御服備ふと云  
なりと云れハハ然らず

金乃麻笥

考云苧と字みて入る器なり

金櫛

考云大神宮式に金銅多々利二基

高各一尺一寸六分  
土居徑三寸六分

これを令義解に線柱と書ハと思ふに三寸六分四方の物  
と下居としてりまに高一尺一寸六分なる柱を立たるは  
み和名抄に尤洛恐と多々利と訓り字ハ異なれど物ハ同  
ハ○講義云櫛ハ梓ハ懸る物なり多々利とハ立柱と云こ  
とにて梓をかくる料に柱立たるを云なり

金能栳 考云大神宮式に金銅加世比二枚長各九寸六分萬  
葉にとどめらぶ續麻カサ繫といふ鹿背之山カサとよみ續日本後  
紀に山城國相樂郡栳と書くなど合せ見よ栳は續麻と  
くる物とは聞ゆ云々今田舎女の繡車カサに懸たる糸を篋へ  
巻取カサとカサふといひ然せし糸をカサひカサといひ其糸を  
煮る粘水をとカサせのりと云然らばかの篋の糸を引かく  
る物を栳と云べし云々○講義云栳ハ篋の糸を引かくる  
物也古語拾遺に以麻柄カサ作栳とあるも同物なり  
明妙照妙云々 考云此十二字今本こ、に有は誤にて加り  
し物なり○講義云上に姫神御服備とある目と記せる  
り考に云々非事なり  
和稻荒稻 考云和稻ハ米と爲るといひ荒稻ハ穂なりら

ある類と云

皇神乃成幸賜者 講義云賜者ハ多麻波婆と將然にいふ語  
かりされは大意祭此祭とも四月の時は然も訓むべき  
を七月の度は秋みれば多麻閉婆と訓附て既カサ然こと、  
て上下の文に其用意するに非まば通難きに似ぬまば何  
とせば其説に合べりらむと此を思ひ此を惟ふに秋祭ハ  
七月の祭と云に非ずそは新嘗祭と云るなまば此詞は四  
月七月ともは多麻波婆と訓む方宜しきなり然るは伊勢  
大神宮の神嘗御祭と九月に仕奉らせ給ふ上ならせハ諸  
神に其年の稻穀を奉らせ給えむ事理に於て有べりらば  
且七月に出來まゝ早稻を奉らせ給ふこと全に物に見え  
きををかり但四時祭式に米酒各一石五斗稻五束と見え

とるは四月七月ともに奉るにて詞に御酒波云々和稻荒  
稻とあるを云にて初穂の事ならざるを思ふべし

初穂者 諸義云新嘗祭ふ奠らせ給ふ所の供御と云り  
秋祭爾奉止 講義云新嘗祭といふ也新嘗は十一月の祭也

す大宮の九月神嘗祭の如きをこる秋祭とは云へり  
れと思ふもあるべけれと古始大元考云る如く新嘗と  
雖舊儀は九月なりけりは大神宮の神嘗及皇孫命の聞食を新嘗と  
せ給ふが故に自餘諸神の神嘗及皇孫命の聞食を新嘗と  
も心に十一月にして思ふべしさるは當年の秋に至て熟める  
也心を平にして思ふべしさるは當年の秋に至て熟める  
新稻と以奠る由なるを以秋祭とば云るにて時節の秋を  
云ふりは初穂者云々と以ふ事の重きとて察ふべし初  
穂者云々の例ハ既に祈年祭などにもありつるが其下に  
云如く其等ハ十一月新嘗祭を以初穂と奠らせ給ふを云  
と同きを以知べし若然らばとせば何時とせむ且七月

祭みらむには早稻といへども未だ穂には出さるへし其  
餘の時に初穂を奉られし由も見えざれば右の祈年祭に  
いへる初穂に例して秋祭の新嘗なることを明らむべき  
なり云々七月の度も祭神料物の四時祭式に載する所四  
月に少も異なきハ初穂を奉る祭ハ別なる證也

王卿等百官能人等 考云此御使に王臣五位以上と式に在  
ハ四位五位の事にて三位の例なり爰に卿と書ハは後に  
書違へし成べし此上文にも他にも皆臣とあるなり○百  
官の人等と能の辭あるにて其官の中なる人といふ事志  
るし○講義云四時祭式に差王臣五位以上各一人神祇官  
六位以上各一人充使とある是なり○今按に卿字ハたゞ  
臣と同じ意に書るなるべし必ずしも三位以上と卿とい

ふに拘はるべからず又百官能とあるといはれたるも拘泥に似たり他の詔に百官人とのみあるも能く添へて訓むへければなり

倭國六縣云々 考云同日の朝廣瀨龍田の御使ハ別に至て祭らるゝなれば同六縣の人々も分れて二所へ参り集ふなるへし○講義云考の云々といふをたはさも聞ゆれど熟考るに敕使の分れて参らるゝこと所見あければ信難し然まば事の次と以て思ふに御使の人等及國司以下の人々先に廣瀨神を祭りて後に龍田に参向せらるゝはてあるべきなり然れども六縣の刀禰男女ハ豫て二社に分れ居て其事に預り仕奉るなるべし

被賜豆 後釋云タマハハリテと訓べし幣帛は取るを云り

凡てタマハルと云ハ受る方に付て云ことなる故に古書にハ多く被賜と書りうと唯賜と書るは略也○講義云宇豆乃幣帛を受賜はるを云なり  
奉禮 宣命乎云々 講義云こハ宣命の結句也祝詞ハ爰なる奉禮までなり

平野祭 考云神名式に山城國葛野郡平野坐神社四座並名神大月次 新嘗 見えたり此四座の一ハ今木二は久度三は古開四は比賣神におはする事即ち祝詞に見ゆさてこの社の始の事は廢帝いまだ大炊王と聞えて奈良の田村におはしたると天平寶字元年四月皇太子に立玉ひたり其田村におはします今木大神を天皇と聞え奉りて殊に崇み坐し



を後に桓武天皇平安城を遷し奉りて崇と奉り給へるな  
るべし久度古開の二社も田村におはせしが異所なれど  
由ありて同じく遷し奉れ玉へる未だよく知らざ延暦  
元年十二月の紀に田村後宮今木大神叙從四位上と有は  
未だ平野へ遷し奉らぬ時なり類聚三代格に正一位平野  
社地云々右社預從五位下卜部平曆解狀備謹檢舊記延暦  
年中立件社之日點定四至奏聞既訖云々これに延暦に遷  
し奉りしハ見ゆとれど其年月は知られず此格は貞觀格  
なり貞觀元年  
平野今木神從一位とあり神位は延暦元年に今木は從四  
位上承和三年平野の今木は正四位上久度古開二神從五  
位上本は從五位下也これより度々進め玉ひて貞觀元年に今木  
は從一位久度古開は從三位比賣神は從四位下同年の末

に今木ハ正一位次々皆進階有て後は平野を總て正一位  
を參らせられしを參るべし○祭ハ太政官式に平野祭四月  
十一月上申參議以上赴集或皇太子親進奉幣事見式又同式  
に平野祭は桓武天皇後王改如爲臣者亦同及大枝氏和氏並預見  
參この祭式に貞觀儀式を委し披見べしりて光仁天皇  
の御嗣にて桓武天皇の御後諸王諸臣まて是を氏の神と  
齋ひ給ふ由ハ上に云ふ如し大江和氏等の見參に預る由  
は如何ある事り知らざ延暦八年紀に皇太后今上御姓和  
母公也  
氏贈正一位乙繼之女也母贈從一位大枝朝臣直妹后先出  
自百濟武寧王之子純陀太子と見ゆ光仁天皇の后におは  
せば后も御氏神の如くし給ふ故り又此大江和氏の本居  
の神にや有けむ右の式に及大江氏云々と有も王氏な

ぬ由と見えたり○此祭ハ貞觀に始められしと或物に書  
くハ疑ありまづ貞觀紀に元年十一月九日平野春日祭如  
常とありて其次に梅宮大原野なども如常とあり此上に  
は總て平野祭のこと見はず然れば天安二年四月に始ら  
れく其事紀に落たる天安二年六月貞觀と改むさらば同年四月  
に始りくを同十一月に如常と云んえいさゝり覺束無く  
西宮抄の四月四日廣瀬龍田祭廢務の事の裡書に貞觀元  
年四月四日同祭當平野祭云々とあり此言こ乃時始らま  
くとも聞はず猶少く前に始しにや考ふべし○講義云當  
社四月十一月上申日祭禮の事ハ本朝月令に弘仁官式云  
凡四月十一月上申祭大臣若參議以上赴進或皇太子親進  
奉幣とあるを桓武天皇の御世より乃例にて此頃の常と

聞ゆ多り然るに廿二社註式に第五十六代清和天皇貞觀  
元年十一月九日始祭と見え公事根源も其説あり但注  
式の或説に延曆年中始被行とも弘仁年中被行とも仁壽  
九年十月被行之とも有て何是として據ある事なきが如  
く雖今此を考るに眞に延曆中に始めて行はれるよ  
りして次々に行はまけむと偶弘仁仁壽の度に有く物  
に見えたるを此或説ハ擧たるをらむか此等を合て思ふ  
に彼貞觀元々に儀式も何も調ひ定れる者あると云なり  
べし類聚三代格に載する延曆廿五年五月の太政官符中  
祓の條に平野祭の事出たまは既に其頃より祭れりくと  
と有かりけり云々  
天皇我大命云々 講義云今本に世字を落せるを本朝月令

に有に從て補ふ○今按に誠に此字あるべし無くても必  
ず訓添ふべきなり猶此言ハ春日祭の下に出たり  
今木與里云々 考云既に舉ぐ如く田村後宮今木大神とあ  
れを此今木は奈良の今木と指すなり日本紀に見ゆる高  
市郡の今木に非ず扱光仁天皇次に桓武天皇もその今木  
の社を崇みたまひ來し始めの事をあかすあり○講義云  
今木ハ神名なり田村よりと云はせば聞はず田村は記傳  
四十四に姓氏錄に奈良京田村里續紀十八に藤原朝臣仲  
村宮卅七ハ田村後宮麻呂田村第また廿に田  
などあるも此地なりとある地なるべしと云れたる如く  
なれば桓武天皇は御代に其地より遷し給へらむにハ田  
村よりとこそ云べけれ今木よりとは宣ふまき理なり  
此に因て思ふに石上大神を古く今木神とも申せしには

非るか其大神を祀ひ奉る物部氏の支族に今木連と云ふ  
あるも其大神に仕奉る由緒に依て稱る姓あること上に  
云る如なきば今云此説は下ハ今木の地名ハ元來石上邊  
にて呼來れる小字も受けむを田村宮にして其天神を勸  
請ふ時に今木より云々とは申給ひつらむを今京に遷せ  
る時にも其儘に用るたりつらむとおぼゆるなり云々○  
今木神は神名式に大和國山邊郡石上坐布留御魂神社大月  
次新嘗とある此社に坐す布都主劍大神に坐す云々天皇  
相嘗本紀また天孫本紀に磐余彦尊都檀原宮初即皇位號曰元  
年云々宇麻志麻治命先獻天璽亦豎神盾以齋矣謂五十櫛  
亦云今木繞於布都主劍大神奉齋殿内云々とある是ぞ今  
木の據あることをよみ次々宇麻志麻治命の子孫其業を傳

て石上大神宮の事を掌り併下て天の物部と率て仕奉ま  
る故に其氏族に今木氏あり姓氏錄山城に今木連神饒  
速日命七世孫大賣布連之後也と見えたる云々○今木ハ  
齋木にて五十櫛は齋串にて太玉串また天玉櫛といふと  
同物にて神代紀に所謂神籬なるものなり然まば今木は  
神籬なれば何社に祀まるをも然云べきを石上大神に限  
りて今木大神とも稱する所以ハ云々今木を刺繞らして  
齋奉られし事いばましくも更あり總ての事餘社とは甚く  
異なりける故に今木大神とも稱し又石上の地に今木と  
いふ字を出來し物ありけり此詞に今木より仕奉來とあ  
る地名なるに思合すべきものあり云々も然らばは田  
村後宮今木坐大神と何とある記さきずては今木より云

々といふ事の聞に難きを思ふへじ云々天平寶字元年四  
月大炊王を皇太子に立給ふ時の紀文に先是大納言仲磨  
招大炊王居於田村第とありて是より後は大炊王の宮と  
成れるなるが其時ハ孝謙天皇の御世にして宮中にてハ  
専ら佛を信じ給ふ時節なりしかば石上大神と宮中に勸  
請て今木を刺立て齋給ふ神事などハ怠らせ給ひ云々大  
炊王の皇太子にて渡らせ給ふ時に己命の御爲に時々  
齋奉給ひけむを大神の御喻坐て田村宮に才鎮坐すこと  
成つらむ儀式或江次第ともに平野祭又皇太子然る  
を光仁天皇の是を傳領し給へるが彼いはゆる田村後宮  
今木大神也とおぼれたり○今按に講義の説えいと長き  
を今ば唯少かをあり引けり猶文も前後せる所多きを委

しく知らんと思ふ人へ本書を見ればし爰に予が心ふ  
信る條と摘出たるのみなり又此神の事に就ては近藤芳  
樹の説あるをそへ下に引出て云ふを見るべし久度古開  
も是に倣へ

仕奉來流 講義云今木の地に鎮坐る御靈を分けてるの本  
所に齋奉る任に祀奉る意也式に平野祭神四座とある如  
く今木の本宮に坐す神と平野にて祭らるゝ事あり此は  
式に春日祭神四座とあると此二を除きては餘社に例な  
たことなり云々式に山城國乙訓郡自玉手祭來酒解神社  
とある祭來に同じ心ばへに解けを了、知らるゝなり自今  
木祭來皇大神とつゞけて味ふべき也

皇大御神 講義云こへ打任せては天照大御神に限りて申

せる事なりしを文法の類れとるものあり云々

天能御蔭云々 考云御蔭とては隱坐といふ例なるをこれ  
と御魂鎮の文には畧けり古言のいつまでも畧ふは云々  
そへ言足えぬものあるをや○今按に後世とありて古の  
さまの違ひゆくまゝに如斯る類の事も次々出來たるな  
り

神主爾 講義云神主を此祭に臨て殊に任されとる也但本

令に引るには此なるも久度古開なるも神朝月  
主を禰宜に作りさる本もありけるにや 儀式に神主二  
人とあれども何人とも知難く若くは其日早旦儀式に卜  
部二人云々とありて是より後の行事に卜部のなきを以  
見れば其神主と云へ卜部の事なりけり但四時祭式にハ  
次神主中臣二人とあり此方宜きに似たり加茂翁は此神  
主あは主典を

用ゐらるべし主典公文を讀申例あれ  
ばなりと云れたれと然にはあらず

神財波 講義云衣笠まで係まり此所にて暫く句を切て  
心得べし鈴屋大人ハ衣笠の下に爾字落たるべしと云き  
とまど然に非ず久度古開詞にも爾字あることなく既に  
春日祭詞にも貢流神寶者御鏡御横刀御弓御梓御馬爾備  
奉とあるも神寶の語ハ御梓まで係り御馬ハ續るざ  
るを思ふべし○今按に一本に爾字ありといへりそれ若  
正しくハ後釋の説に従ふべし然まど無き例あれば講義  
に依りてあるもよきなり

衣笠 考云衣笠ハ蓋なりそのさま儀制令延喜式などに見  
ゆきぬの色ハ右の文に依ハ伊勢大神宮と同じく紫り天  
皇の御蓋も紫あるよと式に見ゆとり○今按に和名抄に

華蓋和名岐沼加散とあり

明多閉照多閉 今按照多閉三字今本落たり出雲本に林本  
貞享本に在りと云り本朝月令に引るには明妙照妙和妙  
荒妙とあり考にも補へれぬり必ず有べきものあり

置高成 後釋云古言めたて聞ゆる詞也○義講云如横山よ  
り照應にハ置足より今一際まさりて思也云々考に例も  
も畧に過て聞ゆるもし文字の  
誤りか云々大なる誤あり

又申久云々天皇我朝廷爾 講義云我字は本朝月令に従へ  
り考よ此字を加て例以補ふと云えれぬるハ月令を見ら  
まざりしあり朝廷爾の爾と月令にハ乎とあり此にても  
聞ゆ

伊夜高爾云々 考云王臣の官位彌益に高く氏族も彌廣く

あま元正天皇紀の詔に天下乃政乎彌高ミカ彌廣爾とあるは天皇の御稜威の彌高ミカく御食國彌廣にして聊か異なり○講義云考に云々と云きつる尤さる事なきと月令に天皇我朝廷乎ヤあり然る時ハ此詔の如く天皇朝廷を彌高く彌廣く立榮奉らシめ給へと云ふことに及びて王臣の上の事ならず王臣の仕奉て御徳をなシ奉ることにならるあり○今按にこの何をよシも通スゆるなりされど春日祭にハこれ彌高爾彌廣爾の言無く直ニ伊加志云々と續きたるとおもふに猶爾字にて考の説の如くあるべくや又中臣壽詞にも天皇朝廷ニ茂世ニ八桑枝乃立榮奉仕留倍支云々とありて王臣へうけとると思ふべし

祝詞略解二之卷終

明治十六年九月十一日反刻御届  
全 年九月 出版

定價三十拾錢

著述人 東京府士族 久保季茲

原版主 全 平田胤雄

反刻出版人 大阪府平民 大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

發賣書肆

大 阪 書 肆

此花北北鹿小赤中岡梶淺森辻濱三前前岡中此田前松柳  
 村井尾村田谷志尾島田井本本本木川川田川郵中川村原  
 彦卯禹孝靜卯忠新眞喜吉太信伊佐宗源茂勘正太善九喜  
 三二 八 兵 太三 七兵 右兵兵兵  
 衛  
 助助郎郎七郎七助七造衛助郎郎助七郎衛助助門衛衛衛

備伊阿豐豐尾肥備薩雲全全全全全西東  
 前豫波前前州後後州州 京 京  
 岡松德大中名熊尾鹿松  
 山山島分津古本ノ兒江  
 屋 道 島

渡土黑山野片長三吉園大武川杉田山加熊丸中眞豐梅吉  
 邊肥崎川依野崎木田山谷岡勝本中田藤谷 善 野部住原岡  
 源與源正曆東次半幸喜仁文德甚治茂正幸 敬武幾龜平  
 兵 三 四 兵兵右兵 二 兵 會 太  
 衛平助郎三郎郎衛衛門衛助郎助衛助七助社三助郎七助



